

Client Alert

15 June 2022

目次

1. 序文
2. メリットとデメリット
3. 特定機関のプロトコル
4. 実務上のヒント
5. 結論

国際仲裁アップデート No.12

仲裁及び調停におけるバーチャル・ヒアリング—特徴、要件及び実務上の提言

近年、コロナ禍の影響のもと、国際仲裁・調停の実務における、テクノロジーの活用が急速に発達している。当該発達の背景には、コロナ禍のもとにおける世界情勢を踏まえた要請だけでなく、より効率的で費用対効果の高い紛争解決への大きなニーズが存在する。

本クライアントアラートでは、近年、国際仲裁・調停に関連して、上記のとおりテクノロジーが飛躍的に進歩した分野の一つである、バーチャル・ヒアリングの特徴や手続について概説した後、実務上の提案について述べる。

1. 序文

バーチャル・ヒアリング又はリモート・ヒアリングは、「期日の全部もしくは一部について、又は一定の参加者についてのみ、電話会議、テレビ会議又はその他の通信技術を用いることで、二か所以上に所在する者が同時に参加できるようにして実施される期日。」¹である。一般的に、バーチャル・ヒアリングは、Zoom、Microsoft Teams、Blue Jeansなどの多くのオンライン・プラットフォームのうちのいずれかを使用して実施される。

シンガポールや英国を含む一部の法域では、コロナ禍以前より、オンライン・ヒアリングという考え方は特に目新しいものではなく、すでに利用されていた。もっとも、その利用は重要性の低い紛争案件、仲裁における手続的な決め事をするケース・マネジメント・カンファレンス、中心的な争点の前提となる争点について審尋を行う中間ヒアリング等に限定されていた。

昨今のコロナ禍において、公正な手続の観点から仲裁人の面前で審理を行うことにこだわり続けていれば（「デュー・プロセス・パラノイア」）、手続の無期限の延期又は中止のリスクを負うことが問題視され、こうしたリスクを回避することができるバーチャル・ヒアリングは、国際仲裁や国際調停において「ニューノーマル」となりつつある。

仲裁におけるバーチャル・ヒアリングの実際の需要について、日本商事仲裁協会（「JCAA」）は、同ヒアリングの利用状況に関する統計情報を発表しており、同統計情報によれば、2019年は、94%の会議が対面方式で開催されていたものの、2021年には76%がオンライン、12%がハイブリッドで開催され、対面式はわずか12%となっている²。その上で、JCAAは、当事者の費用や時間的負担を軽減するオンライン会議は、コロナ禍後も継続して利用される予想している。

¹ 国際法曹協会「IBA 国際仲裁証拠調べ規則」2020年12月17日

(<https://www.ibanet.org/MediaHandler?id=def0807b-9fec-43ef-b624-f2cb2af7cf7b>にて閲覧可能)参照。

² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/kanjikai/dai14/gijisidai.pdf (日本語)参照。

本アラートに関するお問い合わせ先



武藤佳明
パートナー
+81 3 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



吉田武史
パートナー
+81 3 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



ドミニク・シャーマン
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9496
dominic.sharman@bakermckenzie.com



甲斐悠子
アソシエイト
+81 3 6271 9497
yuko.kai@bakermckenzie.com



金子周悟
アソシエイト
+81 3 6271 9516
shugo.kaneko@bakermckenzie.com

また、これに関連して、当事務所が KPMG と共同で実施した企業調査である「紛争の未来：バーチャル・ヒアリングは普及するか？」においては、興味深い結果が得られている。³

- 回答者の多数（～70%）は、コロナ禍以降にバーチャル・ヒアリングに参加したことがあり、その大多数は有意義な体験をしている（不満又は非常に不満な経験であったとしたのは 5.8%のみ）。
- 回答者の大多数（～70%）は、自分が関与する次の暫定的申立てにバーチャル・ヒアリングを希望しており、65%は、陪審員や反対尋問を伴わない1日以内の審理はすべてバーチャルで行われるべきであると考えている。
- 回答者の多数（～55%）は、「ハイブリッド」のヒアリング、つまり、一部の参加者がヒアリングルームから出席し、他の参加者がリモートで参加すること、に賛成している。
- 回答者の多数（～65%）は、バーチャルの調停手続に賛成しておらず、参加したことがあるのは 21%だけであった。バーチャルの調停手続に参加したことのある回答者は、ほとんどが有意義な体験であったと報告している。

2. メリットとデメリット

次にバーチャル・ヒアリングの代表的なメリット及びデメリットについて概説する。

(i) メリット

・ 司法へのアクセス

バーチャル・ヒアリングは、仲裁の手続管理や利用について、これらを容易にする重要な役割を果たし、特に中小企業（いわゆる「SMEs」）にとってこの効果は大きい。

・ 効率性

当事者が直接出席する必要がないため、対面式のヒアリングよりもかなり短い通知期間でヒアリングを調整できる場合が多い。

・ コスト削減

特に、旅費が不要になるだけでなく、それに伴う時間も短縮されるため、確実なコスト削減が可能となる。

・ 環境への影響

当事者は飛行機その他の交通機関を利用して出席することではなく、また、バーチャル・ヒアリングは、対面式のヒアリングよりも紙の量が少なくてすむ傾向にあるため、ヒアリングに伴う環境負荷を軽減する。

³ Baker McKenzie & KPMG「紛争の未来：バーチャル・ヒアリングは普及するか？」
https://www.bakermckenzie.com/-/media/files/insight/publications/2021/02/are-virtual-hearings-here-to-stay--baker-mckenzie-and-kpmg-report_010221.pdf にて閲覧可能



(ii) デメリット

- **情報の秘匿性の問題**

ヒアリング中に使用される通信機器を通じて、ヒアリング中に共有されるセンシティブな情報が第三者へ漏洩するリスクがある。

- **手続の公平性**

一方当事者がバーチャル・ヒアリングに異議を唱え、他方当事者がバーチャル・ヒアリングを主張した場合、バーチャル・ヒアリングの実施そのものについて、公平性に疑問が生じ得る。また、バーチャル・ヒアリング中、適切なタイミングでの、主張や証拠の提出又は異議の申し立てが、事実上妨げられることが起こり得るため、手続の公平性に支障をきたす可能性がある。

- **証人のコーチング**

バーチャル・ヒアリングでは、カメラの配置によっては、証人の顔や隣接する後方周辺しか見ることができない状況に陥る。そのため、証人がカメラの映っていないところから代理人により「指導」されるリスクが内在している。

- **技術的な不具合によるリスク**

バーチャル・ヒアリングで使用されるインターネット、ハードウェア、ソフトウェアは非常に安定している傾向にあるものの、技術的な不具合が発生し、それによって障害が引き起こされるリスクがある。

3. 特定機関のプロトコル

仲裁手続中の事実認定において証拠の存在は必要不可欠となるため、国際仲裁手続における証拠の提出、証拠の許容性及び証拠調べの方法に関する事項は、全て重要な基本的事項である。また、正式な紛争解決手続におけるテクノロジーの活用にともない、サイバーセキュリティが、重要な要素となることも広く認識されている。

この点を考慮すると、IBAのような特定の紛争関連団体の規則やガイドラインは、当事者にバーチャル・ヒアリングの実施方法を案内する上で非常に重要な機能を担っている。

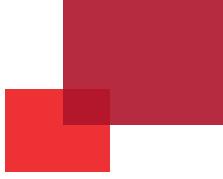
本セクションでは、この点に関して、いくつかの団体の規則とガイドラインを検討する。

(i) 国際法曹協会（「IBA」）

2021年2月15日、IBAは、「IBA国際仲裁証拠調べ規則」（「2020年IBA規則」）について、2度目となる改正を発表した。

2020年IBA規則では、当事者の要請又は仲裁廷の裁量により、リモート・ヒアリングの方法による証拠調べを行うことができるとされている⁴。

⁴ 2020年IBA規則第8.2条参照



さらに、仲裁廷は、事前に「リモート・ヒアリング・プロトコル」を準備するか否かについて当事者と事前に協議することが求められており、このプロトコルには以下の内容が含まれる。

- 使用される技術；
- 当該技術の事前テスト又は当該技術の使用についての事前トレーニング；
- 参加者のタイムゾーンを考慮したヒアリングの開始時間及び終了時間；
- 証人又は仲裁廷に文書を提示する方法；
- 証言を行う証人が不適切に影響され又は集中を妨げられないことを確保するための措置。

さらに、コロナ禍に先立ち、ICC はサイバーセキュリティ・ガイドラインを発表している⁵。当ガイドラインは、技術やトレーニングにおけるサイバーセキュリティを含む複数の事項についてのガイダンスを規定する。

(ii) 国際商業会議所（「ICC」）

ICC 国際仲裁裁判所仲裁規則 2021 は、仲裁手続に関して非常に柔軟な手続を許容するものであるが、ICC は、さらなる指針を示すために、「バーチャル・ヒアリングに関するプロトコルのチェックリスト及びバーチャル・ヒアリング実施のためのサイバープロトコル及び手続命令の条項案」（「ICC プロトコル」⁶）を公表している。

ICC プロトコルの別紙 I では、当事者が以下の点について合意することを推奨する。

- 審理の範囲とロジスティクスを含む、ヒアリング前の計画
- 技術的な問題、仕様、要件及びサポートスタッフ；
- 情報の秘匿性、プライバシー、セキュリティ；
- オンラインエチケット及びデュープロセス；
- 証拠の提出、証人及び専門家の尋問

さらに、ICC プロトコルの別紙 II は、サイバープロトコル及びバーチャル・ヒアリングの実施を定める合意に含めることのできる手続命令を提案している。

⁵ IBA「サイバーセキュリティガイドライン」2018 年 10 月
(<https://www.ibanet.org/MediaHandler?id=2F9FA5D6-6E9D-413C-AF80-681BAFD300B0> で閲覧可能) 参照。

⁶ ICC 国際仲裁裁判所「バーチャル・ヒアリングに関するプロトコルのチェックリスト及びバーチャル・ヒアリング実施のためのサイバープロトコル及び手続命令の条項案」2021 年 1 月 1 日 (<https://iccwbo.org/publication/icc-checklist-for-a-protocol-on-virtual-hearings-and-suggested-clauses-for-cyber-protocols-and-procedural-orders-dealing-with-the-organisation-of-virtual-hearings/> にて閲覧可能) 参照。

(iii) 日本仲裁人協会（「JAA」）

2019年12月9日、JAAは、「国際仲裁・調停におけるサイバーセキュリティ」と題するセミナーを開催し、ADRにおけるサイバーセキュリティの重要性を認めている⁷。

同セッションにおいて、JAAは、世界の他のADR関連機関が行った措置や発表された公表物に言及し、特に、国際仲裁におけるサイバーセキュリティに関する国際商事仲裁協議会（ICCA）－ニューヨーク市弁護士会（NYC Bar）－国際紛争予防解決機構（CPR）のプロトコル（2020年版）⁸について、重点的な解説を行っている。

(iv) 英国仲裁人協会（「CIArb」）

2020年4月8日、CIArbは、「リモートでの紛争解決手続に関するガイドスノート」（CIArb Note）⁹を公表した。CIArbは、CIArb Noteにおいて、「リモート・ヒアリングを検討する当事者及び中立者に対する簡潔かつ実践的なアドバイス」を提供するものとしてまとめている。

CIArb Noteは、バーチャル・ヒアリングに関する3つの大きな項目について指針を示している：

- 技術・ロジスティクスの問題
- 法的問題及び手続上の取決め
- 機関手続及びアドホック手続

また、CIArb Noteの別紙において、CIArbは、リモートでの紛争解決手続を実施する前に検討すべき事項のチェックリストを提供している。

4. 実務上の提案

近年、バーチャル・ヒアリングの実施や準備において、「ベストプラクティス」と呼ばれる水準が確立されつつあり、以下、こうした「ベストプラクティス」を踏まえた、バーチャル・ヒアリングに関する実務上の提案を述べる。

もっとも、こうした実務上の提案を概説する前に、本セクションの実務上の提案は、バーチャル・ヒアリングが以下の法律及び規則の下で許容されていることを前提として導入することが可能であることについて、留意されたい¹⁰。

- 基礎となる契約の準拠法；

⁷ JAA「国際仲裁・調停におけるサイバーセキュリティ」2019年12月9日(https://idrc.jp/wp-content/uploads/2020/11/cybersecurity_arbitration_mediation.pdfにて資料は閲覧可能)(日本語)参照。

⁸ ICCA - NYC Bar - CPR, 「ICCA - NYC Bar - CPR 国際仲裁におけるサイバーセキュリティに関するプロトコル」(2020年)(https://cdn.arbitration-icca.org/s3fs-public/document/media_document/Report-6-icca-nyc_bar-cpr_cybersecurity_protocol_for_international_arbitration.pdfにて閲覧可能)参照。

⁹ 2020年4月8日 CIArb「リモートでの紛争解決手続きに関するガイドスノート」(https://www.ciarb.org/media/9013/remote-hearings-guidance-note_final_140420.pdfにて閲覧可能)参照。

¹⁰ これらの法律の中には重複するものがある可能性がある。

- 仲裁合意に関する法律；
- 関連する仲裁機関の適用規則；
- 仲裁地/仲裁場所の法律；
- 執行する可能性の高い管轄地域の法律。

前述の要素が確認された場合、我々の実務経験に基づく実務提案として、以下のリストの手順をとることを推奨する。

1. ルール及び実務上のアレンジメントを含む、バーチャル・ヒアリングの運営方法に関し、当事者間でバーチャル・ヒアリングのプロトコルを確立する。

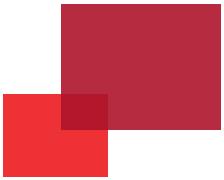
これは、バーチャル・ヒアリングの実施に関する簡単な合意書を締結することで十分に実現できる可能性があり、以下の残りの項目にも対応できる可能性がある。

2. (i) データの保存とアクセス、(ii) デジタルプラットフォームにおけるセキュリティ設定、(iii) 承認されたメンバーのみがヒアリングに出席することの保証、(iv) 地方政府の管理の仕組みの検討、及び(v) 文書共有の安全確保を含む、**機密性**の確保に対処する。
3. (i) 使用するプラットフォーム、(ii) 誰がソフトウェアを操作するか、及び(iii) 技術上の障害により遅延が生じた場合のコストに対する責任など、ヒアリングのための適切なプラットフォームを検討する。
4. (i) 証人のクリアな映像及び音声を確保する、(ii) 証人尋問の完全性を確保するための措置を講じる、及び(iii) 技術的問題が発生した場合の緊急事態対策を策定するなど、証人による**証言の適切な提供**を担保する環境を整備する。
5. 適切なハイパーリンクによる電子ヒアリングバンドルの作成、及び文書共有方法の検討を含む、**証拠文書の提出**に対応する。
6. (i) 秘密保持の方法、及び(ii) 緊急の指示や問題の明確化のために、ヒアリング中、必ず連絡を取れるようにしておくなど、ヒアリング中の、**自社リーガルチームとのコミュニケーション方法**を確立する。
7. 使用する技術の安定性を確認するなど、**適切な帯域幅と接続**が存在することを確認する。
8. 仲裁廷がバーチャル・ヒアリング及び上記で概要した関連法規を命ずる権限を有するかを含め、当事者の一方がバーチャル・ヒアリングの開催に同意しない場合の、仲裁判断の執行への影響について検討する。

5. 結論

コロナ禍を通じて、国際仲裁・調停におけるリーガルテックの導入、特にバーチャル・ヒアリングの分野での導入が加速している。この導入は日本も例外ではなく、東京と大阪にリモート・ヒアリングのための最先端技術を備えた施設を開設するなど、官民一体となった取り組みが行われている。

リーガルテックが今後の紛争解決に非常に重要な役割を果たすことに疑いの余地はなく、何らかの形でバーチャル・ヒアリングは普及していくのが一般的な見方である。そのため、当事者は、バーチャル・ヒアリングに向け適切



な準備を行い、本アラートで提案したような手順を通じ自らを守ることによって、十分なサービスを享受することができるものと考えられる。

本アラートに関するご質問等は当事務所までお問い合わせください。